

高プロ制度をめぐる混乱

安倍内閣が困難な労働法制改革に取り組もうとしていることは、高く評価できる。しかしそこに、日本特有の「過労死」問題がからみ、議論が複雑化している…というよりは、バイアスのかかった議論が展開されている。5月末に、法案はようやく衆議院を通過したが、まだ参議院での議論が残されている。政府・与党は国会会期を延長してでも同法案の成立を目指しているが、まだまだ困難も予想される。労働問題は国民誰もが当事者なので、あくまで自分の経験だけをもとにして、全体を理解したような気分になる傾向がある。今回の改正の趣旨を正しく理解して、新しい制度の中で自分自身の働き方を考え直す必要がある。

今回の改正には幾つかのポイントがあるが、その一つは労働時間に厳格な上限を設け、罰則をつけたことだ。そこまで縛る必要があるかどうかについては、異なった意見もある。しかし過労死などの現実、(アメリカなどと比較して)容易に職場を変えられないという日本の労働市場の実態を考えると、それなりに必要な措置と考えられる。重要なのは、そうした労働時間の制限の裏側で、労働時間にとらわれない、つまり時間で評価されない新しい働き方のジャンルも認める必要がある、という点だ。これは、労働時間の上限セットといわばコインの両面をなすものであり、冒頭で述べた産業構造の高度化に対応した制度である。しかし高度プロフェッショナル制度(高プロ)と呼ばれる今回の提案には、根強い誤解と偏見がある。

高度プロフェッショナル制度とはどういうものか…。例えば工場での集団労働などの場合、1時間残業すればその分確実に生産は増える。しかしアナリストの仕事、コンサルタントの仕事など、1時間余計に働いてもそれだけ成果が増えるというものではない。こうした知識集約的で、専門性があり、かつ主として個人ベースで仕事

する職種では、仕事の「時間」ではなく仕事の「質」が問われる。そういう場合に、労働時間の規制を外し裁量的に仕事してもらおう、というのが今回の措置だ。これに対し反対派は、「残業代なし」というレッテルを貼り、弱い立場の労働者が規制の枠外に放り出される、との批判を繰り返している。

しかし今回の法律の最大のポイントは、こうしたプロに対しては労働時間に規制を課すのではなく、逆に休日を義務づける規制をかけ、労働については柔軟かつ裁量的に時間配分してもらおうという点にある。具体的に、年間104日の休日を義務づけている。これは、実質週休2日に相当する休日であり、働くものの健康確保には十分な配慮がなされている。つまり、「労働時間の規制」から「休日時間の規制」に、規制のやり方を変えるというものだ。労働者が規制から放り出される訳ではない。

なおかつ、これが適用されるのは、

- ・高所得者(年収1075万円以上)
- ・特定職種(アナリストなどを省令で限定的に指定)
- ・本人の同意が条件(本人の意思で途中離脱も可能)

などと極めて強い条件を課している。現実には、この高度プロフェッショナル制度が適応されるのは全労働者の1%程度と見られている。

世界の産業構造が大きく変化し、クリエイティブな仕事で生産性向上が求められる時代に、こうした制度の導入は必要不可欠だ。この法案も、2015年に国会に提出されてから、すでに3年が経過した。日本の労働市場改革は、まだまだほんの入り口にある。その最初の小さな一歩として、今回の法改正は必要不可欠なものと言える。